

資料 2—2 那須町自主防災組織補助金交付要綱

○那須町自主防災組織補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第35号

改正 令和2年3月30日告示第68号

令和3年3月31日告示第94号

(趣旨)

第1条 この告示は、自主防災組織の活動を推進し、地域住民の防災力の向上を図るため、那須町自主防災組織補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、那須町補助金等の交付に関する規則(平成21年規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「自主防災組織」とは、地震、風水害、火山災害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害を防止し、又は軽減予防するため、地域町民が連帯共同して、地域の実情に応じ地域防災活動を行うことを目的として、自治会等の単位で町民が自主的に組織した団体をいう。

(結成の届出)

第3条 自主防災組織の代表者は、自主防災組織を結成したときには、自主防災組織結成届出書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に届け出なければならない。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 役員名簿
- (3) 組織図・活動内容
- (4) 会員名簿

(補助金の額等)

第4条 補助金は、自主防災組織に対して、別表に掲げる額を交付する。

2 補助金の交付は、同一の自主防災組織に対し、1会計年度につき1回限りとする。ただし、自主防災組織結成費に対する補助は、当該組織結成年度のみとする。

(補助金の交付申請及び決定通知)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、規則第4条の規定に基づき申請をしなければならない。

2 規則第5条第3項の規定による通知は、那須町自主防災組織補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

資料 2—2 那須町自主防災組織補助金交付要綱

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 支出を証明する書類又は規約
- (2) 事業の実施状況が分かる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第7条 規則第13条の規定による通知は、那須町自主防災組織補助金額確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(防災資機材の保管)

第8条 防災資機材を購入した自主防災組織は、当該防災資機材に「自主防災資機材」である旨明示し、適正な維持管理に努めなければならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月30日告示第68号)

この告示は、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月31日告示第94号)

この告示は、令和3年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

補助の種類	補助の額	備考
自主防災組織結成費	50,000円	自主防災組織結成時に交付
防災資機材購入費	100,000円以内	防災資機材の購入費
事業費	30,000円以内	防災事業に対する事業費 (防災の訓練、広報及び啓発に関すること)
防災士資格取得講座受講料	1名につき 25,000円以内	防災士資格取得講座に対する受講料 (1自主防災組織2名まで)